

別表二十付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、特定多国籍企業グループ等（法第82条第4号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいいます。2において同じです。）に属する内国法人が国際最低課税額に係る確定申告（法第82条の6第1項（国際最低課税額に係る確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。）又は当該申告に係る修正申告をする場合に記載します。
- 2 「構成会社等の名称1」、「構成会社等の名称9」、「共同支配会社等の名称17」及び「共同支配会社等の名称25」の各欄は、法第150条の3第1項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定により提供される当該内国法人の属する特定多国籍企業グループ等に係る同項に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等のうち当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（法第82条第13号に規定する構成会社等をいいます。3から5までにおいて同じです。）又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（法第82条第15号に規定する共同支配会社等をいいます。6及び7において同じです。）の名称と、同一のつづり（英字及び数字、大文字及び小文字並びに全角及び半角の使い分け、句読点及び空白の有無その他一切の表記が同一である文字列をいいます。）で記載します。
- 3 「(5)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額6」の欄は、構成会社等が法第82条の3第1項第1号ロ（国際最低課税額）に掲げる構成会社等に該当する場合に、「(別表二十付表二「16」、「27」又は(「38」+「46」))又は(別表二十付表三(「6」+「11」)、 「18」又は(「25」+「29」))3」の金額に令第155条の37第3項第1号（帰属割合の計算等）に定める割合を乗じて計算した金額を記載します。
- 4 「帰属割合12」の欄は、構成会社等が法第82条の3第1項第2号イに掲げる恒久的施設等（法第82条第6号に規定する恒久的施設等をいいます。5及び7において同じです。）に該当する場合には、「100」と記載します。
- 5 「(13)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額14」の欄は、構成会社等が法第82条の3第1項第2号ハ又はニに掲げる恒久的施設等に該当する場合に、「(別表二十付表二「16」、「27」又は(「38」+「46」))又は(別表二十付表三(「6」+「11」)、 「18」又は(「25」+「29」))11」の金額に令第155条の37第5項又は第6項に規定する割合を乗じて計算した金額を記載します。
- 6 「(21)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額22」の欄は、共同支配会社等が法第82条の3第1項第3号ロに掲げる共同支配会社等に該当する場合に、「(別表二十付表二「16」、「27」又は(「38」+「46」))又は(別表二十付表三(「6」+「11」)、 「18」又は(「25」+「29」))19」の金額に令第155条の37第9項において準用する同条第3項第1号に定める割合を乗じて計算した金額を記載します。
- 7 「(29)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額30」の欄は、共同支配会社等が法第82条の3第1項第4号ロに掲げる恒久的施設等に該当する場合に、「(別表二十付表二「16」、「27」又は(「38」+「46」))又は(別表二十付表三(「6」+「11」)、 「18」又は(「25」+「29」))27」の金額に令第155条の37第11項において準用する同条第6項に規定する割合を乗じて計算した金額を記載します。